

# **第1章 プランの概要**

---

第1節 プランの策定にあたって

第2節 プランの性格及び位置付け

第3節 プランの期間

第4節 SDGs を踏まえた取組

# 第1章 プランの概要

## 第1節 プランの策定にあたって

### 背景及び趣旨

平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」において、男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題として位置付けられています。また、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会を形成するための施策を推進することが重要であるとされています。

少子高齢化が進み、人口減少社会に突入するとともに、グローバル化する社会経済情勢の中で、成熟した活力ある社会をつくっていくためには、一人ひとりが、互いに人権を尊重し、多様性を認め、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することがより重要となっています。

近年の動きをみると、国際社会では、平成27年に国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17の「持続可能な開発目標（SDGs）」の1つとして“ジェンダーの平等”が掲げられるなど、男女共同参画に向けた取組が積極的に進められています。

我が国においては、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、同年12月には「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。また、多様な働き方を選択できる社会の実現を目指して、平成30年7月には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立するなど、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組は、新たな段階に入っています。

本市では、これまで男女共同参画を推進するため、「いちのせき男女共同参画プラン」を策定し、各分野での取組を行ってきました。

- ・「いちのせき男女共同参画プラン」（計画期間 平成19年度から23年度）
- ・「第2次いちのせき男女共同参画プラン」（計画期間 平成24年度から27年度）
- ・「第3次いちのせき男女共同参画プラン」（計画期間 平成28年度から令和2年度）

現在の第3次プランの計画期間が令和3年3月で終了となることから、これまで取り組んできた施策の成果を検証するとともに、新たな課題や社会情勢の変化に対応する施策の方向性を明らかにするため、「第4次いちのせき男女共同参画プラン」を策定します。

## 第2節 プランの性格及び位置付け

### 1 プランの性格

本プランは、一関市総合計画を上位計画とし、それぞれの分野別に策定された諸計画と整合を図り、本市における男女共同参画社会の実現のための施策の方向を明らかにするとともに、市民、行政、関係機関などが男女共同参画の推進に取り組む際の基本指針とします。

### 2 プランの位置付け

本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付けます。

また、「女性活躍推進法」において、「地方公共団体は、特定事業主行動計画を策定、公表するとともに、推進計画を策定する」ものとされています。本プランは、同法第6条第2項に基づく、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての「市町村推進計画」として位置付けます。

さらに、本プランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する「市町村基本計画」として位置付けます。

## 第3節 プランの期間

このプランは、令和3年度を初年度とし、令和7年度を目標年次とする5年間の計画とします。

なお、社会経済情勢の変化や国の動向、プランの進捗状況などにより、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 第4節 SDGsを踏まえた取組

平成27年に国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、国際社会が一致して取組を進めており、市も賛同して取り組んでいます。17の「持続可能な開発目標（SDGs）」の1つとして“ジェンダーの平等”が掲げられており、世界や国の取組の推進に貢献することが必須となっています。

「SDGs（エスディージーズ）」とは

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015年9月の国連サミットで採択された国際社会共通の目標です。

市では、人口減少・高齢化など社会的課題の解決と持続可能な地域づくりに向けて、企業・団体、学校・研究機関、住民などとの官民連携を進め、日本の「SDGsモデル」を世界に発信する「SDGs日本モデル」宣言に賛同し、SDGsの推進に取り組んでいきます。

目標の達成にあたっては、SDGsを意識して取り組むこととし、達成目標を示すアイコンを掲載しました。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## **第2章 市の男女共同参画の現状、**

---

### **これまでの取組と課題**

---

第1節 市の男女共同参画の現状

第2節 第3次いちのせき男女共同参画プランによる成果

第3節 プラン策定に係る市民ワークショップの開催結果

第4節 男女共同参画をめぐる課題

## 第2章 市の男女共同参画の現状、これまでの取組と課題

### 第1節 市の男女共同参画の現状

一関市総合計画後期基本計画の策定に当たり、市民の男女共同参画に対する意識や現状を把握するため市民アンケート（以下、「市民アンケート」）を行い、男女共同参画に関する設問に回答をいただきました。また、関係する統計資料や独自調査の結果から現状を整理しました。

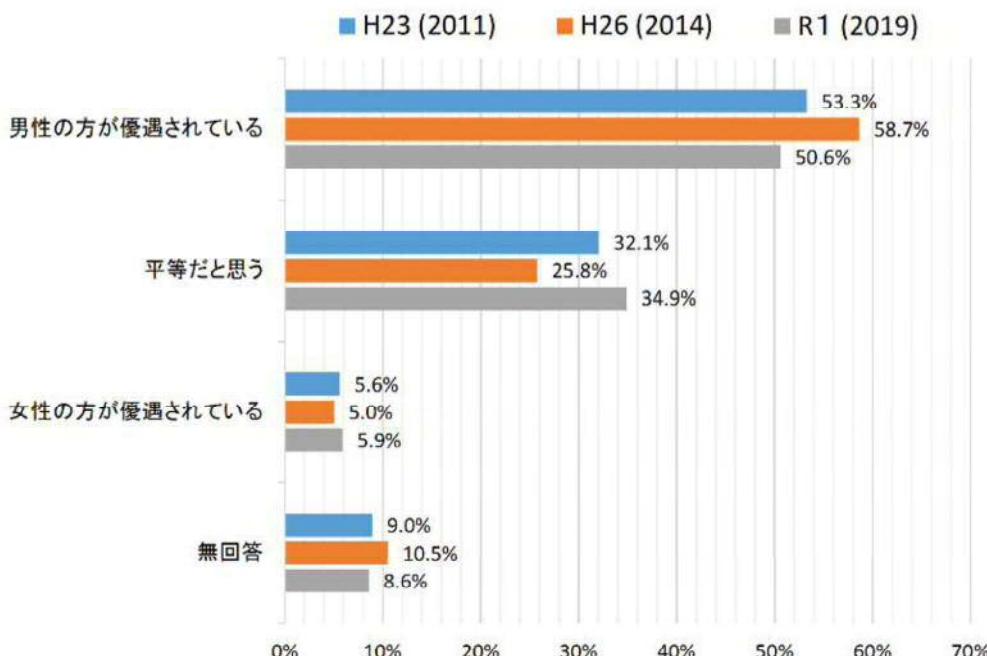
#### 《市民アンケートの概要》

- ア 実施時期 令和元年10月4日から10月18日まで
- イ 対象者 18歳以上の市民
- ウ 抽出数 4,486人
- エ 調査方法 調査票によるアンケート調査（郵送法）
- オ 回答者数 1,628人
- カ 回答率 36.3%

#### 1 男女共同参画に関する市民意識

##### (1) 男女の平等感について

「あなたは社会全体で見た場合には、男女の地位は平等になっていると思いますか」の設問に対しては、「男性の方が優遇されている」が依然として50%台という状況にありますが、平成23年、26年の調査と比べて、「平等だと思う」が増加し、今回の調査では34.9%となっています。



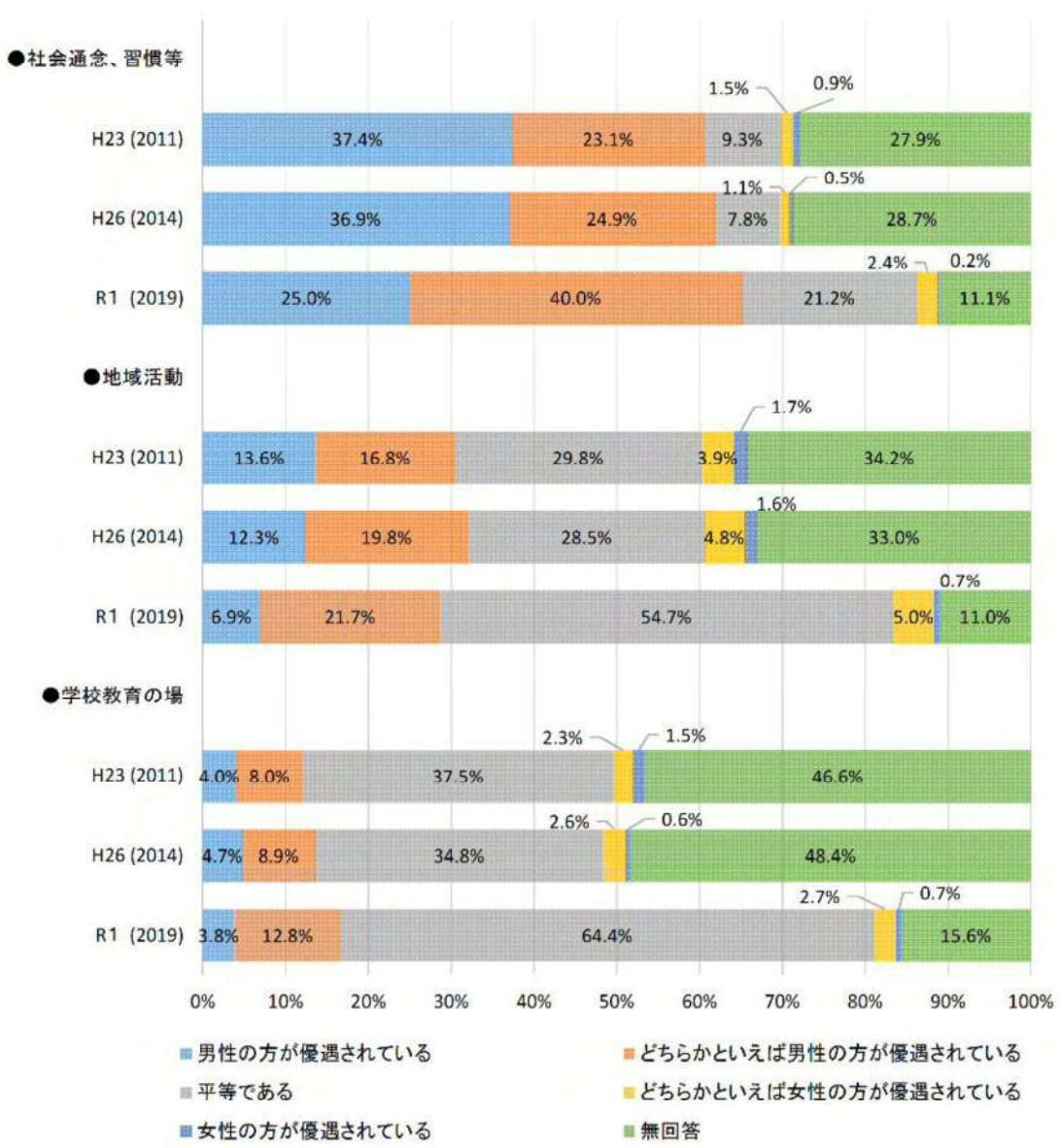
出典：「市民アンケート」より抜粋

## (2) 生活の各場面における男女の平等感について

「次にあげる場面において、あなたの身の回りでは男女平等になっていると思いますか」の設問に対しては、平成 26 年度の調査と比較すると、多くの場面で「平等になっている」が増加しています。

増加の大きい場面としては、「学校教育の場」が 34.8%から 64.4%に、「地域活動」が 28.5%から 54.7%となっています。

一方、「社会通念、習慣、しきたり」では、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と思っている人を合わせると 65%となっており、平成 26 年度調査の 61.8%を上回っています。

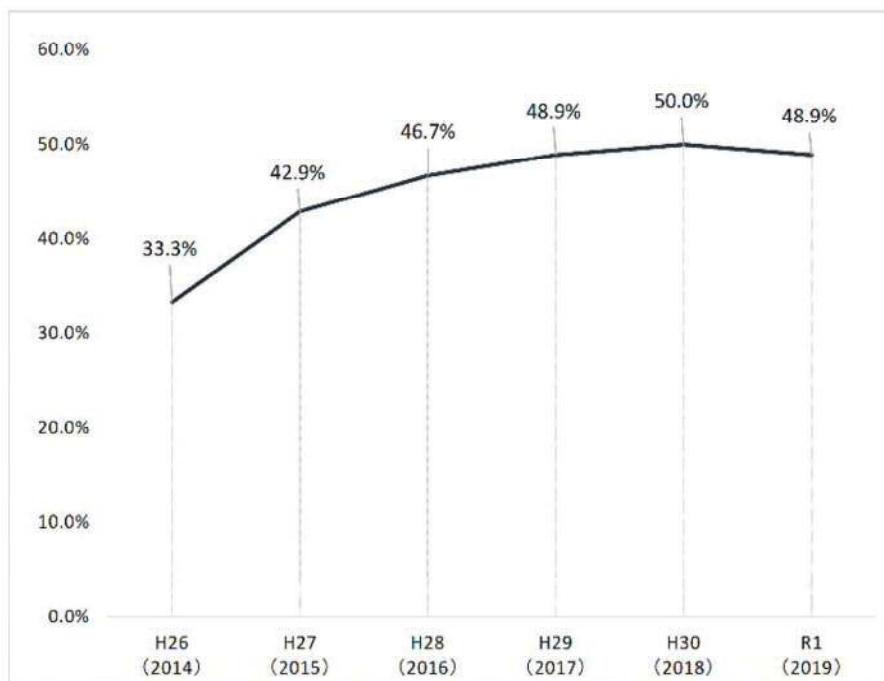


出典：「市民アンケート」より抜粋

## 2 政策方針決定過程における女性の参画

### (1) 市の審議会等の状況

第3次プランで掲げた「男女それぞれの委員数が委員定数の40%以上である市の審議会等の全審議会等に占める割合」については、平成26年度が33.3%であったのに対し、令和元年度では48.9%となり、15.6%増加しましたが、目標である60%には達しませんでした。



市独自調査

### (2) 自治会等の代表者に占める女性の割合

(1)と同様に第3次プランに掲げた「自治会等の代表者に占める女性の割合」については、平成26年度が1.1%であったのに対し、令和元年度では2.1%と、依然として自治会等の代表者の女性の割合は低い状況となっています。

年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
自治会等の代表者に占める女性の割合	1.1	0.9	0.9	1.5	2.1	2.1

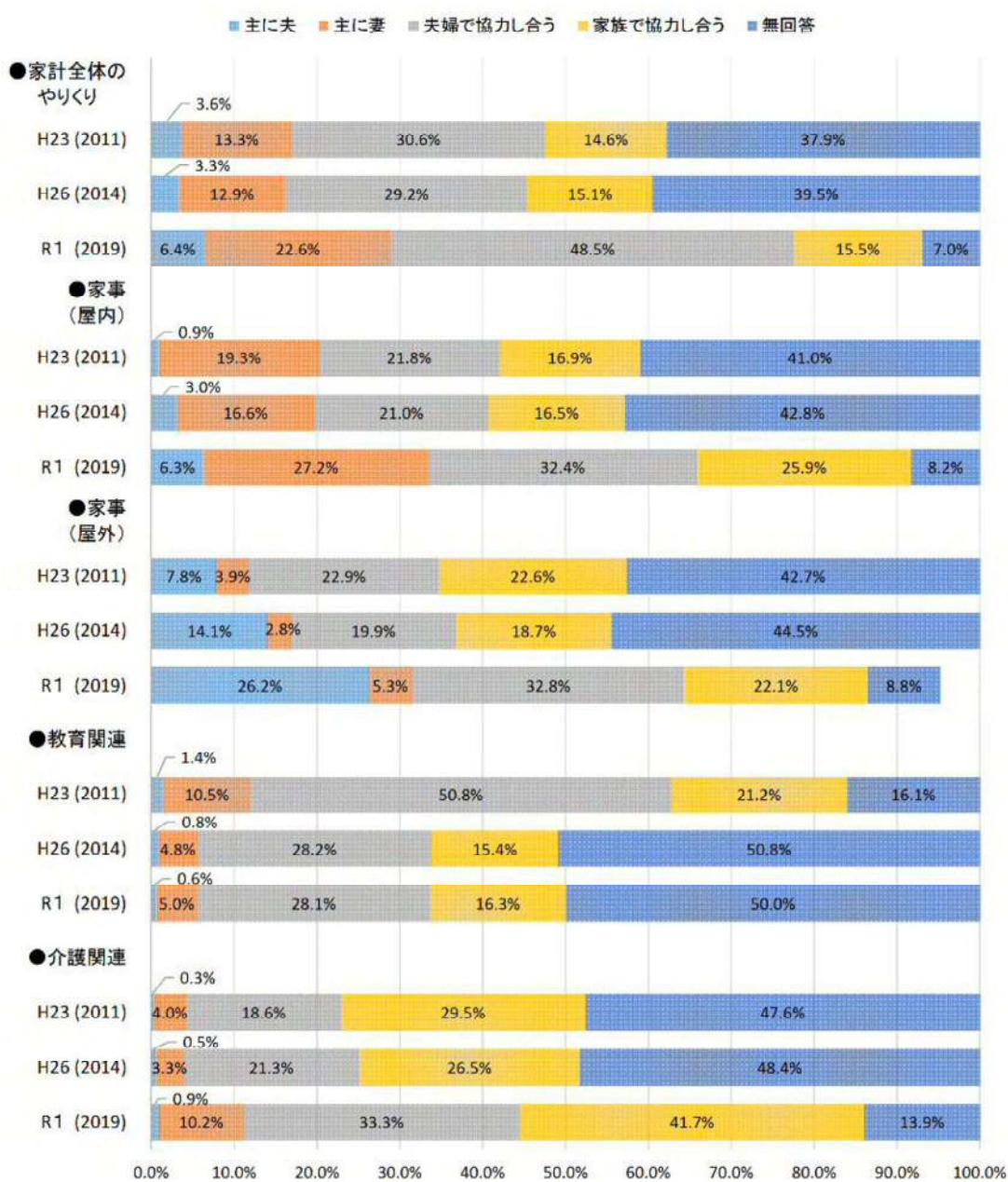
市独自調査

### 3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をめぐる状況

#### 家庭生活における夫婦の役割分担について

「あなたの家庭では次の項目の家事などを主に誰が行っていますか」では、平成 26 年度の調査と比較すると「家計全体のやりくり」「家事（屋内）（屋外）」「介護関連」の項目で「夫婦で協力し合う」「家族で協力し合う」割合が高くなっています。

しかし、家事全般については、女性がかなりの部分を担っています。



出典：「市民アンケート」より抜粋

## 4 DV・児童虐待被害の相談状況と防止対策の認知度

### (1) DV・児童虐待被害の相談状況

配偶者等からの暴力や家族間の問題、経済的困窮など、様々な悩みを抱えている人の相談件数は、令和元年度では 612 件となっており、平成 29 年度の 580 件と比較すると 32 件の増となっています。

また、児童虐待被害の相談件数は、令和元年度 1,222 件で平成 29 年度の 257 件と比較すると、965 件の増となっています。

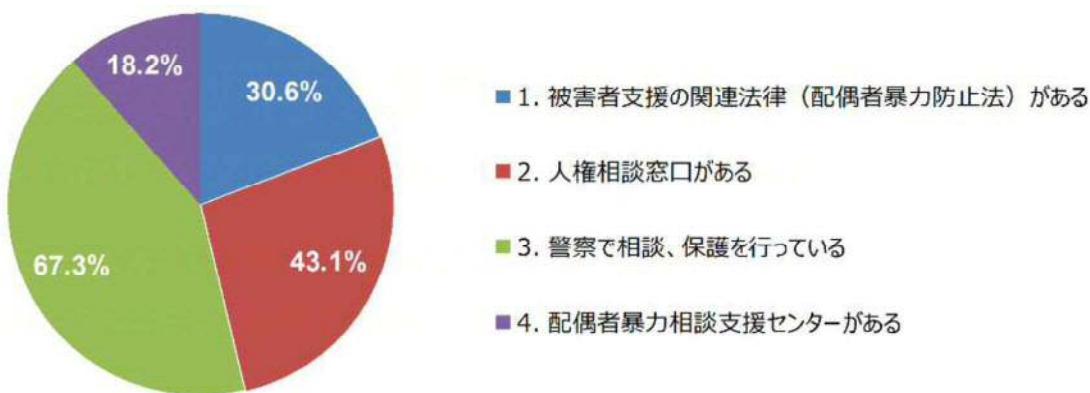
※DV…ドメスティック・バイオレンス：配偶者やパートナーに対する身体的・心理的・経済的・性的暴力、社会的隔離



出典：「令和 2 年度社会福祉の現況」より抜粋

### (2) DV 防止対策の認知度

市民アンケートの「DVを防止するためにどのような支援があるか、知っているものをお選びください」の設問に対し、「警察で相談、保護を行っている」が 67.3% と最も高く、次いで「人権相談窓口がある」が 43.1% となっています。



出典：「市民アンケート」より抜粋

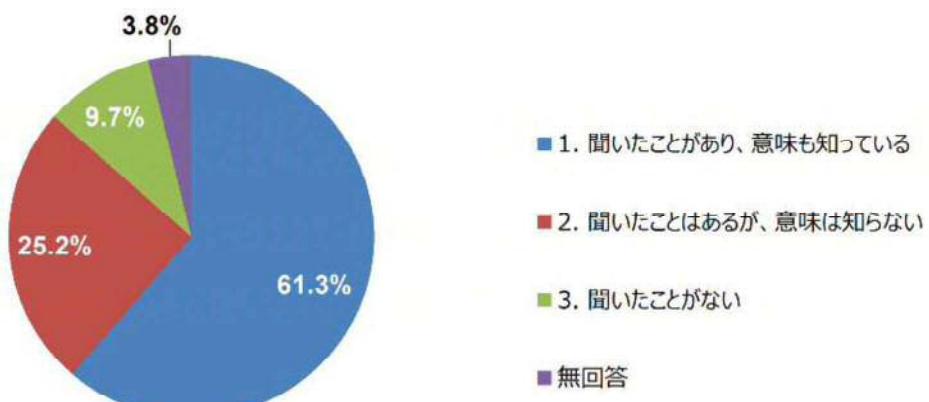
## 5 多様性に関する認知度

### (1) L G B Tに関する認知度について

市民アンケートの「L G B T\*という用語について、あてはまるものをお選びください」の設問に対し、「聞いたことがあり、意味も知っている」が61.3%、「聞いたことはあるが、意味は知らない」が25.2%、「聞いたことがない」が9.7%となっています。

\*L G B T…性的指向及び性自認に関し、次の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉。

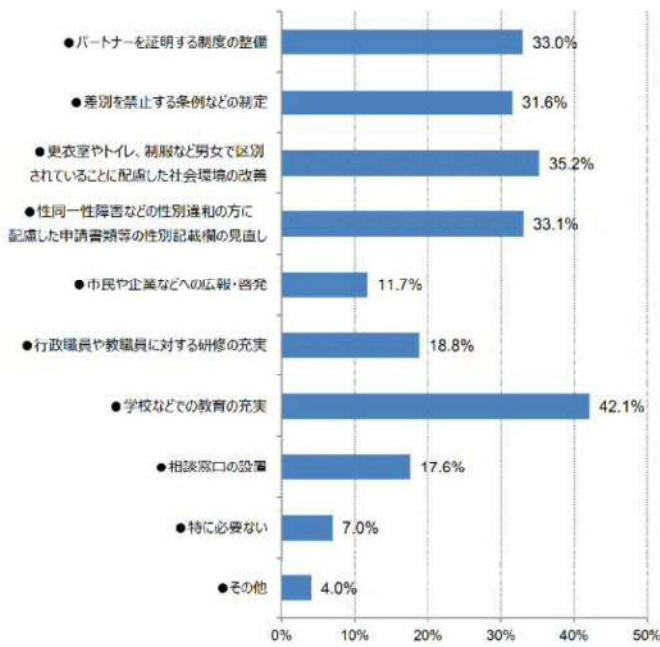
L：女性の同性愛者(Lesbian：レズビアン)、G：男性の同性愛者(Gay：ゲイ)、B：両性愛者(Bisexual：バイセクシャル)、T：こころの性とからだの性の不一致(Transgender：トランスジェンダー)



出典：「市民アンケート」より抜粋

### (2) 多様な性への理解に必要なことについて

上記（1）の設問で「聞いたことがあり、意味も知っている」と市民アンケートで答えた方に対する「今後、多様な性への理解を進めるために何が必要だと思いますか」の設問には、「学校などでの教育の充実」が42.1%と最も多く、次いで「更衣室やトイレ、制服など男女で区別されていることに配慮した社会環境の改善」が35.2%となっています。



出典：「市民アンケート」より抜粋

## 第2節 第3次いちのせき男女共同参画プランによる成果

### 1 第3次いちのせき男女共同参画プランの概要

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 計画期間 | 平成28年度から令和2年度   |
| (2) 基本理念 | 男女が互いに認め合い 支え合い 一人ひとりが 輝くまちづくり  |
| (3) 基本目標 | 1 男女共同参画への理解の促進<br>2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大<br>3 男女共同参画による地域づくりの推進<br>4 女性の活躍支援<br>5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現<br>6 男女間の暴力の根絶 |

### 2 第3次プランの主な取組

#### (1) 男女共同参画への理解の促進

- 各小中学校での授業や市民センター事業、高等学校や企業への出前講座など、幅広い世代を対象に、男女共同参画への理解の促進を図った。
- 男女が互いの身体的性差を十分に理解し、健康状態に応じて適切に自己管理ができるよう、健康教育、健康相談などの充実を図った。
- 男女共同参画に関する各種情報の収集やホームページなどを活用して情報提供を行い、社会全体での男女共同参画の意識啓発に努めた。

#### (2) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 市の審議会委員等への女性委員の登用を促進するため、企業や関係団体への女性委員推薦の協力を要請した。
- 市において、中長期的な視点で女性管理職の育成、登用を図ることを人事異動方針として掲げ、管理職への登用を進めた。
- 性別にとらわれない能力開発や能力、適性を重視した登用を推進するため、市が主催する研修会や情報交換会などにおいて、企業や地域団体等の理解を深める取組を行った。

#### (3) 男女共同参画による地域づくりの推進

- 女性の地域防災リーダーの育成、避難所における女性専用スペースの確保、男女のニーズに配慮した避難所運営マニュアルに基づいた避難所運営訓練の実施など、男女共同参画の視点に立った防災対策を推進した。
- 男女共同参画サポーター養成講座への派遣やサポーターの活動支援などに努めた。また、サポーターを中心として、男女共同参画社会の実現を目指し活動する「一関市男女共同参画を推進する会」が設立された。
- 地域づくりを担う人材、団体を対象とした研修会の実施や地域団体などの男女共同参画の普及啓発活動を通じて、地域活動における男女共同参画の推進を図った。

#### (4) 女性の活躍支援

- ・ 女性の就業、就業継続、再就職を支援するため、女性キャリアアップセミナーや職業訓練、各種講習、就職に関する情報提供を行った。
- ・ 企業や事業主に対して、安心して働ける雇用環境や待遇の改善に向けた啓発を行うとともに、一般事業主行動計画の促進と周知を図った。
- ・ 女性や若者を対象とした起業応援講座の実施や女性経営者の交流会の実施、女性農業者への各種制度説明などを行い、起業家や自営業等における女性支援に取り組んだ。

#### (5) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

- ・ 仕事と生活の両立や、多様な働き方の啓発を行うため、企業への出前講座や市民を対象とした子育てセミナー、市民向け講座を実施し、男性の家事、育児、介護、地域活動などへの参加について啓発を行った。
- ・ 各種イベント時における託児サービスの実施や放課後児童健全育成事業の充実、延長保育など多様な保育サービスの充実などを図り、保育や子育てに関する多様なニーズに対応したサービスに取り組んだ。
- ・ 健康相談、健康づくり講演会の開催など、働く男女のための健康管理対策に向けた取組を進めた。

#### (6) 男女間の暴力の根絶

- ・ 暴力を防止するための教育及び啓発を図るため、高等学校への出前講座やDV防止セミナーの実施、DVやデートDV防止の啓発リーフレットの配布などを行った。  
また、子ども悩みごと相談電話の設置や婦人相談員の配置などにより、DV被害者等に関する相談、保護体制の充実を図った。
- ・ DV被害者に対する住宅確保や就業、生活支援などを行った。
- ・ DV対策を総合的かつ効果的に実施するため、県や警察との協力、連携体制の構築に努めた。

### 3 優先的・重点的な取組に関する指標の達成状況

第3次いのちのせき男女共同参画プラン 指標 達成状況

指標名	単位	第3次プラン の現状値 (26年度実績)	現状	目標	これまでの取組による成果
			令和元年度	令和2年度	
<b>1 政策・方針決定過程への女性の参画を進めます</b>					
1 男女それぞれの委員数が委員定数の40%以上である審議会等の数の全審議会等に占める割合	%	33.3	48.9	60.0	・目標値には至らなかったが現状値からの改善がみられた。
2 女性委員が就任していない市の審議会等の数	審議会	5	2	0	
<b>2 男女共同参画の視点に立った地域づくりを推進します</b>					
1 市民センター事業等による男女共同参画の視点を取り入れた講座・研修等の開催回数	回/年	4	74	30	・男女共同参画の視点を取り入れた事業が増加した。
2 社会通念、慣習、しきたりで男女が平等だと思う人の割合	%	7.8	21.2	10.0以上	・男女共同参画の意識が現状値より高まり目標値を達成した。
3 自治会等の代表者に占める女性の割合	%	1.1	2.1	モニタリング 指標	・基準日から数値の伸びが見られたが低い状況である。
4 自主防災組織代表者に占める女性の割合	%	0.6	1.9	モニタリング 指標	
5 男女共同参画サポーター認定者数	人	67	75	91	・認定者数は目標値に至らなかったが、認定者に占める男性の割合については目標値を達成した。
6 男女共同参画サポーター認定者に占める男性の割合	%	9.0	17.3	15.0	
7 家族経営協定締結農家数	戸	177	188	199	・目標値には至らず、概ね横ばいの状況となっている。
<b>3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図る取り組みを広げます</b>					
1 家事・育児等の役割を夫婦で分担する割合	%	23.5	32	40	・現状値から伸びているが目標値には至っていない。
2 市役所における育児休業取得者のうち男性の割合	%	0	0.0	5.0	・現状値のまま変化がなかつた。
3 地域子ども・子育て支援事業 ① 延長保育事業 ② 一時預かり事業（保育所型） ③ 病児・病後児保育事業 ・病後児対応型 ・体調不良児型 ④ 放課後児童クラブ登録児童数	人	620	849	600	・一部利用者等の増加が見られたが、病後児対応型保育は対応する病院が閉院し、実施できない状況となつた。
	人回	1,190	484	1,190	
	人	60	-	60	
	人	520	204	520	
	人	978	1,160	993	
<b>4 DVの防止と相談機能の充実を図ります</b>					
1 DV防止法の名称または内容を知っている人の割合	%	80	-	90	・現状値から横ばいの状況であった。
2 配偶者等からの暴力に関する市への相談件数	件	152	137	モニタリング 指標	・相談件数は若干減少となつた。

## 第3節 プラン策定に係る市民ワークショップの開催結果

### 1 プラン策定に係る市民ワークショップの開催

第4次いちのせき男女共同参画プランの策定に当たり、市民とともに男女共同参画の現状や課題、目指すべき将来像を明らかにし、共通理解を得ることを目的に市民ワークショップを開催しました。

(1) 期日 令和2年10月22日から11月11日まで（市内8地域で各1回）

(2) 参加者（合計144人）

ア 各地域とも18歳以上の市民

イ 男女共同参画推進懇話会委員

ウ 一関市男女共同参画を推進する会の会員 など

(3) ワークショップのテーマ

ア 男女共同参画に関する現状や課題

イ 男女共同参画社会を実現するための目指すべき将来像

### 2 市民ワークショップで出された主な意見等

#### (1) 「男女共同参画」の理解、意識について

- 若い世代は、小学校から混合名簿の使用や授業でも男女の別がない教育を受けており、「男女共同参画」「男女平等」という用語にも違和感を覚える。
- 若い世代は、男女共同参画の理解は進んでいる。しかし、年代が上がると理解の度合いが低い傾向にあり、性別による役割分担意識が残っている。
- 年代による価値観の違いがあるため、世代交代が進んでいない。
- 教育や講座による人材の育成、理解の促進が一層必要である。
- 子育てと介護のダブルケア※問題について、男性や家族の協力など男女共同参画が大切である。

※ダブルケア…育児期にある者（世帯）が、親の介護も同時に担うことなどを指す言葉。

#### (2) 女性の活躍について

- 女性の社会参加の必要性への理解が不足しているのではないか。
- 女性の社会進出に向けた環境づくりが必要である。
- 女性の自発的な活動を促す仕組みが必要である。

#### (3) ワーク・ライフ・バランスの実現について

- 会社や地域、家庭などあらゆる場面で安心して働ける環境づくりが大事である。
- 子育てしやすい社会づくりが重要である。

#### (4) DVや職場などのハラスメントの防止について

- ・相談機能の充実が必要である。
- ・潜在的なDVの予防（発見）が大事である。
- ・DVのほかに職場などのハラスメントも課題である。

#### (5) 多様性への対応について

- ・様々な生活スタイルを尊重すべきであり、多様性を受け入れられる社会を目指すことが大切である。
- ・一人ひとりの得意分野を認め、誰一人取り残さない社会をつくる。
- ・LGBT、障がいに関することなどの理解を進めるため、講座などを継続して行う必要がある。

#### 《参考：各地域で出された主な意見》

地域	日時・会場	主な意見
大東	10月22日（木） 室蓬ホール	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域での世代交代が必要</li><li>・自治会での女性の活躍の場を考えるべきである</li><li>・生き方には様々なスタイルがあってよく、尊重されるべきである</li></ul>
東山	10月23日（金） 東山市民センター	<ul style="list-style-type: none"><li>・安心して働く、暮らせる地域づくりが必要である</li><li>・男女共同は互いを認め合い、受け入れること</li><li>・「男女平等」よりもバランスが大切である</li></ul>
藤沢	10月26日（月） 藤沢市民センター	<ul style="list-style-type: none"><li>・困ったときは協力できる地域づくりが必要である</li><li>・得意分野を認め合うことが大切である</li><li>・ワーク・ライフ・バランスの実現には、心の余裕と経済的な余裕が必要である</li></ul>
室根	10月27日（火） 曲ろくふれあいセンター	<ul style="list-style-type: none"><li>・子どもの頃からの男女共同参画についての教育が大切</li><li>・年配の人たちの男女共同の意識は薄いかもしれない</li><li>・政策決定過程への参画は、性別や人数に関係なく能力などによるべきである</li></ul>
千厩	10月29日（木） 千厩市民センター	<ul style="list-style-type: none"><li>・男女共同参画を進めるには、職場、自治会の環境整備が大切である</li><li>・DVの防止には、相談機能の充実が今後も必要である</li><li>・LGBTなどの多様性を尊重する取組を進めるべき</li></ul>
花泉	10月30日（金） 花泉支所	<ul style="list-style-type: none"><li>・個人、個性を大切にしていくための講座を充実してほしい</li><li>・DVは相談しづらい場合もあると思うので、行政の相談、チェック機能が必要である</li><li>・男性と女性、若い世代と高齢者、それぞれが適したことを行うことができるよう地域内での役割分担の見直しが大切</li></ul>
一関	11月6日（金） 一関市総合体育館	<ul style="list-style-type: none"><li>・男女共同の基本は、「個」の尊重だと思う</li><li>・働きやすい、子育てしやすい環境づくりがワーク・ライフ・バランスを実現する</li><li>・男女の役割分担も大切だが、役割のバランスも大切</li></ul>
川崎	11月11日（水） 川崎市民センター	<ul style="list-style-type: none"><li>・男女共同に対する男性の意識も変化している</li><li>・DV防止や男女共同参画の取組のPRが不足している</li><li>・地域づくりの充実には、早い段階から女性リーダーの育成が必要である</li></ul>

## 第4節 男女共同参画をめぐる課題

### 1 男女共同参画の視点に立った意識改革

市民ワークショップでは、「男女共同参画」という用語への違和感や、年代による理解の違いなどが課題として挙げられており、職場や家庭などにおける男女共同参画の視点に立った意識改革を積極的に進めることが必要となっています。

また、意識改革の取組を進めるにあたっては、行政のみならず、市民、各種団体、企業などの連携が必要です。

さらに、市民アンケートでは、「男性の方が社会全体で優遇されている」と答えた人が依然として50%を超えており、これまでの地域社会の仕組みを見直すとともに、男女による固定的な性別役割分担意識の解消が課題となっています。

### 2 地域社会の担い手不足

人口減少や少子高齢化が急速に進んでおり、地域社会の担い手不足が懸念されています。

特に、労働力人口の減少が見込まれる中で、女性の労働力への期待が高まっており、また、地域づくりや市民活動においては、若者や女性の活躍が期待されています。

一方、育児や介護のダブルケアの問題など女性への負担が大きくなっています。男性や家族、地域の協力が必要となっています。

また、ひとり親世帯や働く女性が増えてきており、安心して生活するためには、仕事と家庭生活の両立が不可欠であり、働き方の改革や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が求められています。

### 3 政策・方針決定過程への女性の参画

地域社会の様々な制度や仕組みに男女の意見を反映させるためには、行政をはじめ企業や地域団体、市民活動団体などあらゆる分野の政策・方針決定過程に男女が参画することが必要です。

第3次プランで掲げた「男女それぞれの委員数が委員定数の40%以上である審議会等の全審議会等に占める割合」については、目標値に達していないことから、引き続き、政策・方針決定過程への女性の参画拡大に取り組む必要があります。

### 4 多様性への理解不足

LGBTや障がい者への差別、偏見の解消など、多様性に対する理解が不足しており、個性の尊重と能力を認め合うことが求められています。

また、地域社会においても国際化が進んできており、国際理解や国際協力などの取組を進める必要があります。

## 5 長寿社会におけるいきがいづくり

「人生100年時代」を迎え、一人ひとりが人生を豊かに過ごすためには、それぞれのライフステージにおいて心身ともに健康で働き、学び、いきがいをつくることができるよう活動を支援する必要があります。

また、女性には、女性特有の疾患や妊娠、出産などに伴う健康課題があることから、女性が生涯を通して、健康で安心して社会参画をしていくためには、母性保護の重要性や正しい認識のための啓発や健康づくりの支援が必要です。

併せて、男性は女性と比較し、高齢になると地域とのつながりが薄くなる傾向があることから、地域との関わりを持ちやすくする環境づくりが必要です。

## 6 DVやハラスメントの防止

配偶者からの暴力や家庭内での問題、経済的困窮など様々な悩みを抱えている人の相談件数と児童虐待相談件数は増加傾向となっています。配偶者等からの暴力や児童虐待、職場などのハラスメントは、大きな課題となっており、一人ひとりの人権が守られた社会づくりが必要となっています。

## 7 防災における男女共同参画の推進

地震や台風・豪雨などによる大規模災害が頻発しており、そのような災害は全ての人々の生活を脅かすと同時に、非常時に増大する家事・育児・介護等の家庭的責任は平常時の役割分担のまま行われ、負担が偏ることなどが懸念されています。平常時からあらゆる場面で、男女共同参画の視点や意識を持って生活することが重要です。

## **第3章 プランの基本理念、**

---

### **基本目標及び施策の方向性**

---

第1節 基本理念

第2節 基本目標

第3節 施策の方向性

# 第3章 プランの基本理念、基本目標及び施策の方向性

## 第1節 基本理念

男女共同参画社会の実現を目指し、次の基本理念のもと、施策の柱となる「基本目標」を定め各施策の推進を図っていきます。

### 誰もが 互いに認め合い 支え合い 一人ひとりが 輝くまちづくり

## 第2節 基本目標

### 1 男女共同参画の視点に立った意識改革の促進

男女共同参画社会を実現するためには、男女共同参画の必要性を認識し、意識を持つことが大切です。様々な機会をとらえ、男女共同参画の視点に立った意識改革を促進します。

### 2 個性を尊重し、能力を認め合うことができる社会の構築

持続可能な地域社会を築くためには、それぞれの個性や能力を発揮できる環境が必要であり、一人ひとりの能力を地域社会の活性化につなげる環境づくりや女性の活躍支援に取り組みます。

### 3 安心して生活できる環境づくり

安心して生活できる環境をつくるため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた普及啓発や配偶者等からの暴力（DV）や職場などのハラスメントをはじめとする人権を侵害するような暴力をなくす取組を進めます。

## 第3節 施策の方向性

### 1 男女共同参画の意識を高める

男女共同参画を推進するためには、地域社会全体で男女共同参画に対する理解を深めることが必要です。

また、子どもの男女共同参画の意識を高めるために、家庭教育、学校教育のあらゆる場を通じて、発達段階に応じた教育や学習機会の提供に努めます。

さらに、各世代やライフステージに応じた男女共同参画に関する学習機会の提供や市民センターでの講座開設などとともに、男女共同参画サポーターの活動支援や男女共同参画に関する情報発信などを行います。

### 2 個性と能力を認め合う

一人ひとりが、自分らしく生きることのできる社会を実現するため、家庭や地域、職場において、女性と男性が対等な関係性を保ち、様々な場面で能力が発揮できるよう、性別による固定的な役割分担意識を解消する取組を進めます。

また、LGBTや障がい者など多様性への理解を深めるとともに、国際化における理解の促進、人権教育の充実に取り組みます。

### 3 女性の活躍支援

市の審議会などへの女性の登用を促進し、政策や方針決定過程への女性の参画を拡大する取組を進めます。

また、農林業や商工業、地域活動など様々な分野での女性の活躍を支援する取組を進めるとともに、女性が意欲と能力を発揮し、活躍できる職場の環境づくりを支援します。

さらに、防災分野での男女共同参画の視点に立った取組を進めます。

### 4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

誰もが自分の希望をかなえ、様々な活動をとおして、充実した生活をし、多様な生き方が選択できるようワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を進めます。

子育てと継続的な就労の両立が難しいことなどにより、生活上の困難を抱えるケースが多くなっており、それらに直面しやすいひとり親世帯に対する支援に取り組みます。

さらに、人生100年時代を迎え、健康で暮らせるよう、健康づくりに関する取組を進めます。

## 5 DVやハラスメントをなくす

DVをなくすためには、発達段階に応じた性と生命や互いの人権を尊重する教育が重要であり、その充実に努めます。

また、市民が安心して働き、生活を送るためには、職場などのハラスメントをなくすことが必要であり、関係機関との連携による相談体制を強化していきます。

## **第4章 各種施策の展開**

---

第1節 プランの体系

第2節 重点施策

第3節 具体的施策

- 1 男女共同参画の視点に立った意識改革の促進
- 2 個性を尊重し、能力を認め合うことができる社会の構築
- 3 安心して生活できる環境づくり

第4節 具体的施策の主な指標

# 第4章 各種施策の展開

## 第1節 プランの体系



## 第2節 重点施策

本プランの基本理念や目標の達成に向けて、特に重点的に取り組む具体的な施策を「重点施策」として掲げます。

### 重点施策1

#### 各世代での男女共同参画に関する啓発

男女共同参画社会を実現するため、あらゆる世代での男女共同参画意識の普及、啓発を図ります。

### 重点施策2

#### 個性の尊重と多様性への理解の促進

一人ひとりが、自分らしく生きることができる社会を実現するため、個性を尊重し、能力を認め合い、多様性への理解の促進を図ります。

### 重点施策3

#### 政策や方針決定過程への女性の参画拡大

政策や方針決定過程への女性の参画を拡大する取組を進め、女性が活躍できる環境づくりを進めます。

## 第3節 具体的施策

### 1 男女共同参画の視点に立った意識改革の促進



#### (1) 男女共同参画の意識を高める

- ① 学校での教育の充実と発達段階に応じた性に関する指導や思春期相談事業等の充実

具体的施策	実施主体
学校における人権、男女共同参画などに関する教育の推進	市民、民間事業者、学校・教育委員会、行政
思春期相談事業の実施	

#### ② 各世代での男女共同参画に関する啓発

具体的施策	実施主体
市民センターなどにおける男女共同参画に関する講座の実施	市民、地域組織、民間事業者、学校・教育委員会、行政
若者世代向け男女共同参画に関する講座や研修等の実施	
高等学校等における男女共同参画出前講座の実施	

#### ③ 地域団体や民間団体等と連携した取組の促進

具体的施策	実施主体
地域団体（自治会など）や民間団体などにおける男女共同参画意識啓発講座の実施	地域組織、民間事業者、行政
企業などにおける男女共同参画出前講座、各種研修会の実施	

#### ④ 男女共同参画サポーター等の活動支援

具体的施策	実施主体
男女共同参画サポーターや関係団体との連携、活動支援	男女共同参画サポーター、一関市男女共同参画を推進する会

#### ⑤ 男女共同参画に関する情報発信、市民意識調査の実施

具体的施策	実施主体
男女共同参画に関する各種情報の収集・提供	
市民意識調査の実施	行政

## 2 個性を尊重し、能力を認め合うことができる社会の構築



### (1) 個性と能力を認め合う

#### ① 固定的な役割分担意識の解消

具体的施策	実施主体
固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発	
地域団体（自治会など）や民間団体などにおける男女共同参画出前講座の実施（再掲）	市民、地域組織、行政
企業などにおける男女共同参画出前講座、各種研修会の実施（再掲）	民間事業者、行政

#### ② 個性の尊重と多様性への理解の促進

具体的施策	実施主体
市民センターなどにおける個性の尊重や多様性理解に関する講座の実施	
障がい者理解に関する事業の実施	市民、民間事業者、学校・教育委員会、行政
多様性を尊重した環境整備の推進	

#### ③ 多文化共生、国際理解の促進

具体的施策	実施主体
国際交流団体などとの連携による多文化共生事業の実施	
多言語による市政情報の発信	市民、地域組織、行政

#### ④ 人権教育の充実

具体的施策	実施主体
学校における人権、男女共同参画などに関する教育の推進（再掲）	学校・教育委員会、行政

## (2) 女性の活躍支援

### ① 政策や方針決定過程への女性の参画拡大

具体的施策	実施主体
各種団体などの女性の参画拡大に関する取組の要請	
市の各種審議会などの委員構成の見直し	
市の各種審議会における公募委員制や人材バンク（まちづくりスタッフバンク）の積極的な活用	市民、地域組織、民間事業者、行政
市職員の性別にとらわれない能力開発や、能力・適性を重視した職員の登用推進	

### ② 地域活動における男女共同参画の推進

具体的施策	実施主体
男女共同参画サポーター養成講座などへの派遣	
女性リーダーの交流・研修事業などの実施	
地域団体（自治会など）や民間団体などにおける男女共同参画意識啓発講座の実施（再掲）	市民、民間事業者、行政

### ③ 雇用、起業等における男女共同参画の推進

具体的施策	実施主体
企業などにおける男女共同参画出前講座、各種研修会の実施（再掲）	
一般事業主行動計画の促進及び周知	
女性などへの起業に関する講座や相談窓口の開設	民間事業者、行政
農村女性育成事業などの実施	

### ④ 女性のキャリアサポートの充実

具体的施策	実施主体
女性の職業訓練・講習などの実施、情報提供	
雇用相談や各種窓口でのキャリアサポートの実施	民間事業者、行政

### ⑤ 防災分野における男女共同参画の推進

具体的施策	実施主体
女性の地域防災リーダーの育成	
男女共同参画の視点に立った災害に関する各種マニュアル及び防災環境などの見直し	消防団、自主防災組織、行政

### 3 安心して生活できる環境づくり



(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現する

① 男性の家事・子育て・介護、地域社会等への参加促進

具体的施策	実施主体
男性の家事・子育て・介護などへの参加促進に向けた各種講座の開催	市民、地域組織、民間事業者、行政
働き方改革に関する各種講座、研修会の開催	
男性職員の育児・介護休暇取得の促進	

② 仕事と生活の調和を実現するための保育や子育て支援サービスの展開

具体的施策	実施主体
各種イベントにおける託児サービスの実施	民間事業者、行政
地域子ども・子育て支援事業の実施	

③ 仕事と生活の調和を実現するための介護サービスの充実

具体的施策	実施主体
介護に関する相談・支援事業の実施	民間事業者、行政
介護予防事業及び介護支援の推進	

④ 仕事と生活の調和の啓発と促進

具体的施策	実施主体
仕事と生活の調和の実現に向けた各種講座等の開催	民間事業者、地域組織、行政
一関市特定事業主行動計画の推進	
ひとり親世帯の自立促進に向けた事業及び支援の実施	

⑤ 人生を豊かにするための健康づくり

具体的施策	実施主体
ライフステージに応じた健康検査、相談、訪問指導の実施	
こころ身体健康関連相談体制の充実	
妊娠・出産・育児など女性に関する健康支援の実施	
高齢者などの社会活動参加への支援の充実	行政

(2) DVやハラスメントをなくす

① 暴力をなくすための教育の充実

具体的施策	実施主体
学校における人権、男女共同参画などに関する教育の推進（再掲）	学校・教育委員会、行政
高等学校などにおける男女共同参画出前講座の実施(再掲)	

② DVやハラスメントの根絶に関する啓発

具体的施策	実施主体
DV・デートDV等の根絶や防止に向けた各種講座、研修会の実施	
児童虐待などを防止するための地域ぐるみの取組の強化	市民、民間事業者、学校・教育委員会、行政
職場などのハラスメント防止の普及啓発	

③ DVやハラスメント被害者等に関わる相談体制の強化

具体的施策	実施主体
DVや職場などのハラスメント等に対する相談体制の強化	民間事業者、学校・教育委員会、行政
関係機関や地域住民との連携強化及び連絡組織の設置	

## 第4節 具体的施策の主な指標

指 標	単位	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度末)	備考
<b>1 男女共同参画の視点に立った意識改革の促進</b>				
男女共同参画の意識を高める				
(1) 社会通念、慣習、しきたりで男女が平等だと思う人の割合	%	21.2	50.0以上	平等だと思う人を過半数にすることを目指す。
(2) 男女共同参画サポーター認定者数	人	75	90 (5年間の合計)	年間3人の登録を目指す。
(3) 中学校を対象とした人権啓発事業の実施回数	回	6	40 (5年間の合計)	毎年5~6校での実施を目指す。
<b>2 個性を尊重し、能力を認め合うことができる社会の構築</b>				
個性と能力を認め合う				
(1) L G B T、性的マイノリティについて、聞いたことがあり、意味も知っている人の割合	%	61.3	87.0	現状値に対して概ね25%増を目指す。
(2) 市民向け講座、出前講座などのうち、個性の尊重や多様性に関する講座の実施回数	回/年	1	8	毎年8回の実施を目指す。
女性の活躍支援				
(1) 男女それぞれの委員数が委員総数の40%以上である審議会等の数の全審議会等に占める割合	%	48.9	60.0	現状値に対して概ね10%増を目指す。
(2) 職場で男女が平等だと思う人の割合	%	35.4	50.0以上	平等だと思う人を過半数にすることを目指す。
<b>3 安心して生活できる環境づくり</b>				
仕事と生活の調和の実現（ワーク・ライフ・バランス）				
(1) 家事・育児等の役割を夫婦、家族で協力する割合	%	40.5	65.0	現状値に対して概ね25%増を目指す。
(2) 保育園等への待機児童数	人	18	0	待機児童ゼロを目指す。
DVやハラスメントをなくす				
(1) DV防止法の名称または内容を知っている人の割合	%	79.3 (※平成30年度数値)	90.0	県の配偶者暴力防止対策推進計画に合わせ90%を目指す。
(2) 配偶者等からの暴力に関する市への相談件数	件	137	120	現状値に対して概ね10%減を目指す。

## **第5章 プランの推進体制**

---

第1節 プランの推進

第2節 推進を担う主な主体とその役割

第3節 プランの進行管理

第4節 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた事業の実施

# 第5章 プランの推進体制

## 第1節 プランの推進

男女共同参画社会の実現には、市民一人ひとりが問題意識を持ち、自らの課題としてとらえ、身近なところから実践していくことが基本となることから、家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野において、市民との協働によるプランの推進が必要となります。

また、国、岩手県、岩手県男女共同参画センター及び他市町村との情報交換や相互協力のもと、プランを推進していきます。

さらに、令和2年8月に市内在住の岩手県男女共同参画サポーターが中心となり、民間組織である「一関市男女共同参画を推進する会」が発足しました。この会をはじめとし、男女共同参画の推進に取り組む団体や個人との連携を強化し、協力しながら、活動の輪を広げます。

### 1 一関市男女共同参画プラン推進懇話会

市民や有識者で構成する一関市男女共同参画プラン推進懇話会を設置し、プランの進捗状況に関する評価や男女共同参画の推進に関し、必要な事項についての意見、提言などを行います。

### 2 一関市男女共同参画推進本部

男女共同参画の推進に係る施策は広範囲にわたり、全庁的に対応する必要があるため、市役所内の推進組織として推進本部を設置し、職員の共通認識のもと総合的かつ効果的な施策の推進を図っていきます。

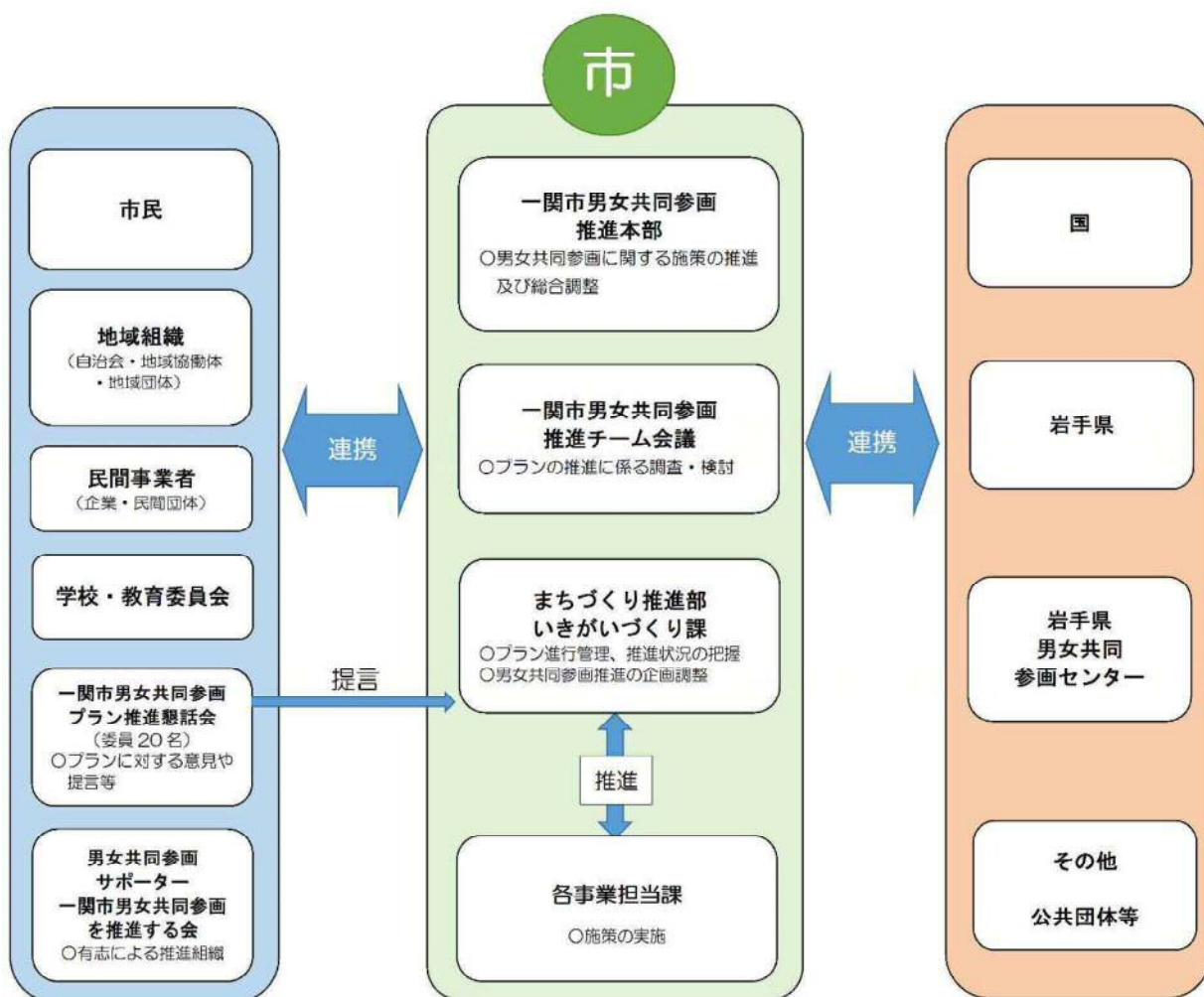
また、プランの進捗状況等の調査を行い、プランが総合的かつ効果的に推進されているかを検証し、施策を展開します。

### 3 一関市男女共同参画推進チーム会議

本部会議の下部組織として、プランの推進に関し必要な事項の調査・検討をします。

## 第4次いのせき男女共同参画プラン 基本理念

誰もが 互いに認め合い 支え合い 一人ひとりが 輝くまちづくり



## 第2節 推進を担う主な主体とその役割

### 1 市民

男女共同参画社会の実現のために、性別にかかわらず、市民一人ひとりが男女共同参画を自らの課題としてとらえ、それぞれの家庭や地域で身近なところから取り組むことが期待されます。

### 2 地域組織（自治会・地域協働体・地域団体）

男女共同参画社会を実現するためには、地域で活動している各団体が各活動において男女共同参画の視点に立った取組や改善を行い、地域活動から男女共同参画の普及啓発を推進する役割が期待されます。

### 3 男女共同参画サポーター

地域における男女共同参画を推進するリーダーとして、男女共同参画の情報や知識の習得を継続して行いながら、家庭や地域などそれぞれの立場で、身近なところから男女共同参画の実践者として活躍することが期待されます。

### 4 一関市男女共同参画を推進する会

男女共同参画サポーターの有志で結成された「一関市男女共同参画を推進する会」は、自主活動として男女共同参画の普及啓発に努めるほか、市が実施する事業などに連携して取り組むことが期待されます。

### 5 民間事業者（企業・民間団体）

民間事業者には、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現及び女性活躍の推進に関する取組を積極的に行うことが期待されます。

### 6 学校・教育委員会

男女共同参画社会の実現には、将来、大人になる子どもたちに男女共同参画や個性の尊重、能力を認め合うことの大切さを教育する必要があり、その推進が期待されます。

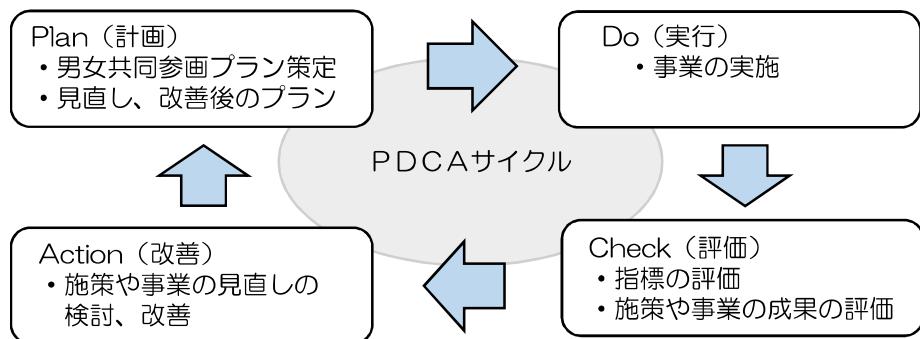
### 7 行政

男女共同参画社会を実現するため、庁内の担当部署が一体となって、それぞの分野における施策を展開するとともに、1から6に掲げる団体等と連携を密にし、また、国や県、近隣自治体と情報を共有し、連携を図りながら、男女共同参画の施策を推進します。

### 第3節 プランの進行管理

計画の推進にあたっては、Plan（計画する）、Do（実行する）、Check（評価する）、Action（改善する）の「PDCA」サイクルで計画の進行管理を行います。

プランの進捗状況は、年度ごとに把握し、一関市男女共同参画プラン推進懇話会及び一関市男女共同参画推進本部において評価・検証を行い、必要に応じて施策や事業を見直し、改善しながら計画の着実な推進を図ります。



### 第4節 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた事業の実施

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、令和元年12月に発生が報告されて以来、世界各地で急速に感染が拡大し、令和2年3月には世界保健機関（WHO）がパンデミック（世界的大流行）を宣言しました。

この感染症は、本市においても個人消費や企業収益、雇用情勢などの地域経済をはじめ、地域活動全般にも大きな影響を与えています。

このような状況の中、政府は新しい生活様式への移行と実践・定着を提唱しており、本計画の推進にあたっても新しい生活様式を実践するとともに、各事業に該当する、「感染拡大予防ガイドライン」などを基に感染予防の対策を講じながら、施策を実施します。